

明石市住民投票条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、明石市自治基本条例（平成22年条例第3号）第14条第3項の規定に基づき、住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（住民投票に付することができる事項）

第2条 住民投票に付することができる事項は、将来にわたって明石市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項とする。ただし、次に掲げる事項を除く。

- （1） 法令の規定に基づいて住民投票を行うことができる事項
- （2） 住民投票を行うことにより、特定の個人若しくは団体又は特定の地域の住民等の権利等を不当に侵害するおそれのある事項

（投票資格者）

第3条 住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、年齢満18年以上の日本国籍を有する者又は定住外国人で、その者に係る本市の住民票が作成された日（他の市町村から本市に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条又は第30条の46の規定による届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記録されているものとする。

2 前項に規定する定住外国人とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- （1） 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者
- （2） 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者
- （3） 出入国管理及び難民認定法別表第1及び別表第2の上欄の在留資格（前号の在留資格を除く。）をもって在留する者であって、引き続き3年を超えて日本に住所を有することを確認できるものとして規則で定めるもの

（住民投票の請求手続等）

第4条 第7条第1項に規定する投票資格者名簿に登録されている投票資格者は、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、第12条第6項の規定による署名簿の返付を受けた日の翌日から起算して5日以内に、その代表者から市長に対して、書面により住民投票の実施を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、直ちにその要旨を公表するとともに、明石市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）にその旨を通

知しなければならない。

(住民投票の形式)

第5条 前条第1項の規定により住民投票の実施を請求しようとする場合にあつては、住民投票の請求に係る事案を、二者択一で賛否を問う形式のものとしなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、3以上の選択肢から一つを選択する形式によるものとする。

(住民投票の執行)

第6条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとする。

(投票資格者名簿への登録)

第7条 選挙管理委員会は、毎年2月、5月、8月及び11月（以下「登録月」という。）の1日現在における投票資格者を当該登録月の2日に投票資格者の名簿（以下「投票資格者名簿」という。）に登録しなければならない。ただし、登録月の1日から同月7日までの間に住民投票を行う場合その他選挙管理委員会が特に必要があると認める場合には、登録の日を変更することができる。

2 選挙管理委員会は、住民投票を行う場合においては、第14条第1項に規定する投票日の8日前の日（年齢については、当該投票日）現在における投票資格者を当該投票日の8日前の日に投票資格者名簿に登録しなければならない。

3 選挙管理委員会は、第14条第3項の規定により同条第1項に規定する投票日に変更されたときは、変更後の投票日の8日前の日（年齢については、当該変更後の投票日）現在における投票資格者を当該変更後の投票日の8日前の日に投票資格者名簿に登録しなければならない。

4 選挙管理委員会は、前3項の規定により投票資格者名簿の登録を行ったときは、規則で定める期間、投票資格者（投票資格者名簿に登録された者に限る。）からの申出に応じ、規則で定めるところにより、投票資格者名簿の抄本（当該申出を行った投票資格者が記載された部分に限る。）を閲覧させなければならない。

5 第1項から第3項までの規定による登録に関し不服のある者は、規則で定める期間内に文書をもって選挙管理委員会に異議を申し出ることができる。

6 選挙管理委員会は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日の翌日から起算して7日以内にその異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると

決定したときは、その異議の申出に係る者を速やかに投票資格者名簿に登録し、又は投票資格者名簿から抹消し、その旨を申出人及び関係人に通知し、その申出を正当でないとして決定したときは、速やかにその旨を申出人に通知しなければならない。

- 7 選挙管理委員会は、第1項から第3項までの規定により投票資格者名簿の登録を行った日後、当該登録の際に投票資格者名簿に登録されるべき投票資格者で、かつ、引き続き投票資格者である者が投票資格者名簿に登録されていないことを知った場合には、その者を速やかに投票資格者名簿に登録しなければならない。

(住民投票の請求に必要な署名数の告示)

- 第8条 選挙管理委員会は、前条第1項の規定により投票資格者名簿の登録を行ったときは、直ちに当該投票資格者名簿に登録されている者の総数の6分の1の数(以下「必要署名数」という。)を告示しなければならない。

(代表者証明書の交付等)

- 第9条 第4条第1項の規定により住民投票の実施の請求をしようとする者の代表者(以下「請求代表者」という。)は、市長に対し、住民投票に付そうとする事項及びその趣旨を記載した実施請求書(以下「実施請求書」という。)を添付して、請求代表者であることの証明書(以下「代表者証明書」という。)の交付を申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、請求代表者が申請の日現在において投票資格者であること、住民投票に付そうとする事項が第2条各号に規定する事項に該当しないこと及び住民投票の形式が第5条に規定する形式に該当していることを確認したときは、速やかに請求代表者に代表者証明書を交付するとともに、その旨を告示しなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、住民投票に付そうとする事項が、既に代表者証明書が交付されている案件における住民投票に付そうとする事項又は現に住民投票に付されている事項と同一又は同旨である場合は、市長は、代表者証明書の交付を行わないものとする。

- 4 市長は、代表者証明書を交付しないと決定した場合は、その理由を請求代表者に通知するとともに、その旨を公表しなければならない。

- 5 市長は、第2項の規定により代表者証明書を交付するときは、必要署名数を請求代表者に通知しなければならない。

(署名等の収集)

第10条 請求代表者は、住民投票の実施の請求者署名簿（以下「署名簿」という。）に実施請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写しを添付して、投票資格者に対し、署名等（署名することに併せ、署名年月日、住所及び生年月日を記載することをいう。以下同じ。）を求めなければならない。

2 請求代表者は、本市の区域内で衆議院議員、参議院議員、兵庫県の議会の議員若しくは知事又は本市の議会の議員若しくは市長の選挙（以下「選挙」という。）が行われることとなるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第92条第4項に規定する期間、署名等を求めることができない。

3 署名等は、前条第2項の規定による告示の日の翌日から起算して2月以内でなければこれを求めることができない。ただし、前項の規定により署名等を求めることができないこととなった期間がある場合は、当該期間を除き、前条第2項の規定による告示の日の翌日から起算して62日以内とする。

（署名簿の提出等）

第11条 署名簿に署名等をした者（以下「署名者」という。）の数が必要署名数以上となったときは、請求代表者は、前条第3項の規定による期間満了の日の翌日から起算して5日以内に署名簿（署名簿が2冊以上に分かれているときは、これらを一括したもの）を選挙管理委員会に提出し、署名者が投票資格者名簿に登録された者であることの証明を求めなければならない。

2 選挙管理委員会は、前項の規定により署名簿の提出を受けた場合において、署名者の数が必要署名数に満たないことが明らかであるとき、又は同項に規定する期間を経過しているときは、当該提出を却下しなければならない。

（署名等の審査等）

第12条 選挙管理委員会は、前条第1項の規定により署名者の証明を求められたときは、その日の翌日から起算して30日以内に審査を行い、署名等の効力を決定し、有効に署名等がされている場合にあっては当該署名者が投票資格者名簿に登録された者であることを証明しなければならない。ただし、選挙管理委員会は、特別の事由があるときは、必要な限度において、当該期間を延長することができる。

2 選挙管理委員会は、前項の規定による署名者の証明が終了したときは、直ちに署名者の総数及びその時点における同項の規定による証明がされた署名者（以下「有効署名者」という。）の総数を告示するとともに、その指定した場所において7日間、署名簿を関係人の縦覧に供さなければならない。

- 3 選挙管理委員会は、前項の規定により署名簿を縦覧に供するときは、あらかじめ縦覧の期間及び場所を告示しなければならない。
- 4 署名者の証明に関し異議があるときは、関係人は、第2項の規定による縦覧の期間内に選挙管理委員会にこれを申し出ることができる。
- 5 選挙管理委員会は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日の翌日から起算して14日以内にこれを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、直ちに第1項の規定による証明を修正し、その旨を申出人及び関係人に通知し、併せてこれを告示し、その申出を正当でないとして決定したときは、直ちにその旨を申出人に通知しなければならない。
- 6 選挙管理委員会は、第2項の規定による縦覧の期間内に関係人の異議の申出がないとき、又は前項の規定によるすべての異議についての決定をしたときは、その旨及び有効署名者の総数を告示するとともに、署名簿を請求代表者に返付しなければならない。この場合において、当該署名簿の末尾に、署名者の総数及び有効署名者の総数を記載しなければならない。

(住民投票の実施)

第13条 市長は、第4条第1項の規定により適正な請求があつたときは、住民投票の実施を決定し、速やかにその旨を請求代表者及び選挙管理委員会に通知するとともに、告示しなければならない。

(投票日)

第14条 選挙管理委員会は、前条の規定による告示の日から起算して30日を経過した日から90日を経過する日までの期間内において住民投票の期日(以下「投票日」という。)を定めなければならない。ただし、当該告示の日から90日を経過する日までの期間内に、本市の区域内で行われる選挙の期日の公示又は告示がされることが予定されているときは、この限りでない。

- 2 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を定めたときは、当該投票日を速やかに告示しなければならない。
- 3 選挙管理委員会は、第1項の規定により投票日を定めた後に当該投票日までの期間において本市の区域内で選挙が行われることが判明したときその他選挙管理委員会が特に必要があると認めるときは、投票日を変更することができる。この場合において、前項に規定する投票日の告示を終えているときは、変更後の投票日を速やかに告示しなければならない。

(投票所)

第15条 投票所及び第19条に規定する期日前投票の投票所（以下「期日前投票所」という。）は、選挙管理委員会の指定した場所に設けるものとする。

2 選挙管理委員会は、投票所については投票日の5日前までにその場所を、期日前投票所については前条第2項又は第3項後段の規定による告示の日にその場所及び当該期日前投票所を設ける期間を告示しなければならない。

（投票することができない者）

第16条 第7条第2項（第14条第3項の規定により投票日に変更されたときは、第7条第3項とする。以下この条において同じ。）の規定により投票資格者名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。

2 第7条第2項の規定により投票資格者名簿に登録された者であっても、投票日の当日（第19条に規定する期日前投票にあつては、当該投票の当日）において第3条に規定する要件を満たさない者は、投票をすることができない。

（投票の方法）

第17条 住民投票は、1人1票の投票とし、秘密投票とする。

2 住民投票の投票を行う投票資格者（以下「投票人」という。）は、投票用紙の選択肢から一つを選択し、所定の欄に自ら○の記号を記載し、これを投票箱に入れなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、心身の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、規則で定めるところにより、代理投票又は点字投票をすることができる。

（投票所における投票）

第18条 投票人は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿の抄本の対照を経て、投票をしなければならない。

2 選挙管理委員会は、規則で定めるところにより、投票所に投票管理者及び投票立会人を置く。

（期日前投票等）

第19条 投票人は、前条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、期日前投票又は不在者投票をすることができる。

（開票所及び開票日）

第20条 開票所は、選挙管理委員会が指定した場所に設ける。

2 選挙管理委員会は、規則で定めるところにより、開票所に開票管理者及び開票立会人を置く。

3 選挙管理委員会は、あらかじめ開票所の場所及び開票の日時を告示しなければならない。

(無効投票)

第21条 次に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の複数の欄に記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙の選択肢のいずれに記載したのか判別し難いもの
- (6) ○の記号を自書しないもの
- (7) 白紙投票

2 前項の規定にかかわらず、第17条第3項に規定する代理投票又は点字投票の無効については、別に定める。

(情報の提供)

第22条 市長は、住民投票が実施されるときは、当該住民投票に付された事項につき投票資格者が適切な判断を行うために必要かつ十分な情報を、市広報紙への掲載その他適当な方法により、投票資格者に対して提供しなければならない。

2 市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、その内容が賛否いずれかに偏ったものとならないよう公平性・中立性に十分配慮し、投票結果に影響を与えることのないようにしなければならない。

(住民投票運動)

第23条 住民投票に関する投票運動（住民投票に付された事項に対し賛成又は反対の投票をし、又はしないよう勧誘する行為をいう。以下「住民投票運動」という。）は、自由とする。ただし、買収、脅迫等により投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

2 住民投票運動の期限は、投票日の前日までとする。

3 第18条第2項に規定する投票管理者及び第20条第2項に規定する開票管理者は、在職中、住民投票運動をすることができない。

4 第19条に規定する不在者投票を管理する者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して住民投票運動をすることができない。

5 選挙管理委員会の委員及び職員は、在職中、住民投票運動をすることができない。

6 第13条の規定による告示の日から投票日までの期間に、本市の区域内で行われる選挙の期日の公示又は告示の日から当該公示又は告示に係る選挙の期日までの期間が重複するときは、当該重複する期間及び選挙管理委員会が別に定める期間、住民投票運動をすることができない。ただし、当該選挙の公職の候補者並びに候補者届出政党（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条第1項又は第8項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）、衆議院名簿届出政党等（同法第86条の2第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）及び参議院名簿届出政党等（同法第86条の3第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）が行う選挙運動（同法第13章の規定に違反するものを除く。）又は同法第14章の3の規定により政治活動を行うことができる政党その他の政治団体が行う政治活動（同章の規定に違反するものを除く。）が、住民投票運動にわたることを妨げるものではない。

7 選挙管理委員会は、前各項の規定に違反する住民投票運動があったときは、当該住民投票運動をした者に対し、その中止を指示することができる。

（投票結果の告示等）

第24条 選挙管理委員会は、住民投票の結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、その内容を直ちに当該住民投票の請求代表者及び市議会議長に通知しなければならない。

（再請求等の制限期間）

第25条 この条例による住民投票が実施された場合は、前条第1項の規定による告示の日の翌日から起算して2年が経過するまでの間は、当該住民投票に付された事項と同一の事項又は同旨の事項について代表者証明書の交付申請を行うことはできない。

（投票及び開票）

第26条 前条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関しては、公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）の規定に基づき行われる地方公共団体の議会の議員又は長の選挙の例による。

（委任）

第27条 この条例に定めるもののほか、住民投票の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(住民投票実施後の検証等)

2 この条例による住民投票が実施された場合は、必要に応じて、住民投票の制度及び運用のあり方等について、検証及び検討を行い、必要な措置を講じるものとする。